

高齢者問題専門職ネットワーク研修会報告

加藤 哲也（医療法人偕行会名古屋共立病院）

本研修会は、ひとつの事案を多角的に見ることや日ごろの連携を目的に、愛知県弁護士会が中心となり、本会、愛知県社会福祉士会、愛知県司法書士会、愛知県精神保健福祉士会、愛知県看護協会等で構成し、研修会等を開催するものです。どなたでも、事前申込不要・直接現地・無料で参加できます。

令和1年9月14日に愛知県司法書士会館で開催され、各会から40名程の参加がありました。

テーマ：成年後見制度利用促進法をめぐるこれまでの動きと今後の課題

報告者：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部

支部長 吉川 豊司 司法書士

■成年後見制度利用促進法が成立した背景

認知症高齢者は2025年に700万人に達する。知的障害者は約108万人、精神障害者は約392万人となる。成年後見制度の利用者数は約21万8,000人（H30.12）、申立件数は約3万6,000件（H30.1～12）であり、十分に制度利用されていない現状がある。

■成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定（H29.3.24）

- ・申立て動機の多くは、預貯金の解約や不動産売却・相続手続き。後見類型が80%を占めており、生活上の大きな支障が生じない限り、利用されていない。
- ・財産管理偏重型の後見業務であり、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用である。
- ・利用者に寄り添った運用実現のため、最高裁・三士会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）は、後見人等選任スキームの検討、診断書の改訂、本人情報シートの新設を実施した。
- ・広報・相談・成年後見制度利用促進機能を担う中核機関の設置に向けた整備を進める。
- ・後見人による横領等の不正防止は、後見制度支援信託制度に加え、後見制度支援預金制度の拡充により未然に抑止する仕組みの充実を図る。
- ・被後見人が公務員や法人役員の資格を失う欠格条項を削除するなどの一括法案を可決（R1.6.7）した。

■利用促進に向けて取り組むべきその他事項

- ・国の基本計画を勘案した市町村基本計画を定めるよう、市町村に努力目標を課している。
- ・厚労省は、様々な取り組み等を紹介する「成年後見制度利用促進ニュースレター（最新18号）」を不定期刊行し、厚労省ホームページにも掲載している。

■愛知県内の取り組み状況

愛知県・名古屋家庭裁判所・名古屋市成年後見あんしんセンター・尾張東部成年後見センター・豊田市職員等で構成する協議会で総論（理論）を、県社協が設置した協議会で各論（実践）を協議している。いずれも三士会が協力している。

■意見交換 ～どうすれば取り組みが進む？～

利用者への制度案内や同意に至るまでに苦慮する。

将来に必要となる場面を想定してもらい、利用を促すには、ACPの手法も有効である。

◆次回の予定 ※変更することがあります。詳細は、会報・HP等で案内予定です。

日時：令和2年1月18日（土）午後1時～午後3時

場所：名古屋市高岳福祉会館

テーマ：本人情報シートの意義と活用に向けて（仮）

講師：社会福祉士 近藤 芳江 氏